

女性の人権

だんじょきょうどうさんかくしゃかい けいせい じょせい じんけんそんちょう
～男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重～

1 「男女共同参画社会」と女性の人権について

「男女共同参画社会」の実現のためには何が必要なの？

国では、男女が社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指して、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女平等に向けた取組が進められています。

この法律に基づき策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画の推進を「国民一人ひとりが個性と能力を発揮できる持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提」だと強調しています。

平成 27（2015）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、仕事と生活の調和や女性の職業生活における活躍に向けた取組が進められていますが、女性の活躍や男女共同参画社会の実現に向けた課題の背景には、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識があります。

女性の人権を侵害する重大な問題である、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（P.16 参照）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などは依然としてなくなりません。また、こうした被害は訴えにくいことから、問題が潜在化する傾向があります。

女性をこのような暴力から守るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行され、さまざまな取組が進められているところです。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和 4（2022）年 6 月に制定され、令和 6（2024）年 4 月 1 日施行となりますが、同法では「意思の尊重」、「福祉の増進」、「人権の擁護」、「男女平等」といった視点が明確化されました。

2 川崎市の取組について

川崎市では、何を指して、どんな取組をしているの？

性別による差別を受けることなく、一人ひとりの人権が尊重される「男女平等のまち・かわさき」の実現に向け、「男女平等かわさき条例」を制定し、この条例に基づいて、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定し、市民・事業者と市が連携しながら、男女の人権尊重に向けた取組等を行っています。

■ 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（男女共同参画担当）

TEL 044-200-2300 FAX 044-200-3914

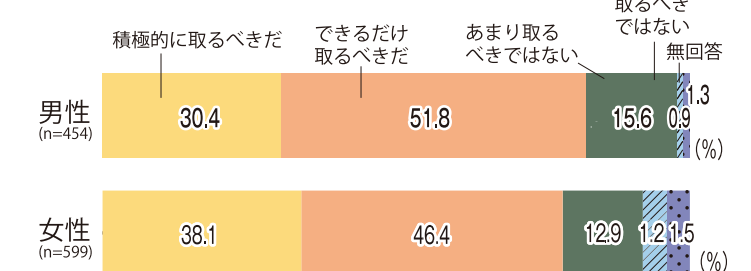
男女が仕事と家庭生活を両立できるようにするためには？

働く女性や共働き世帯が増えている中で、男性も女性も、仕事と家事・育児・介護などの家庭生活の両立を実現したいというニーズが高まってきており、男性の家事や育児参加について積極的に考える人が増えてきています。しかし、家事・育児等の参加について約6割の人が「上司や同僚等の職場の理解」が必要と答えています。

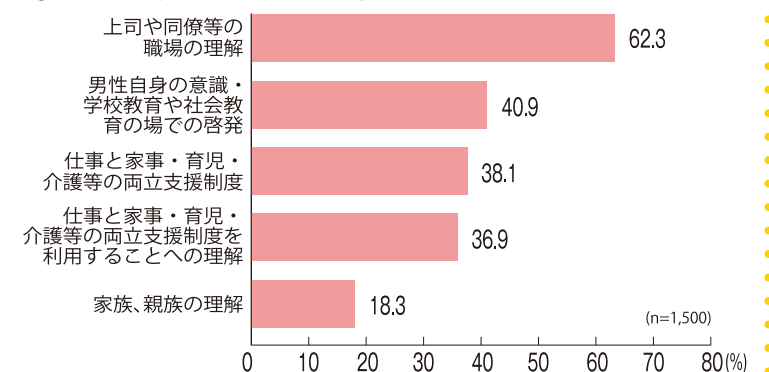
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けて、制度等の利用促進とともに、男性が家庭生活に参画できる環境づくりなど男性を対象とした取組も必要です。

①平成30（2018）年度「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」結果
②「平成28（2016）年度かわさき市民アンケート報告書」（多い順に5項目を抜粋）

①男性が育児休業を取得することについて



②男性が家事・育児等に積極的に参加していくために必要なこと



ご相談はこちらへ

■ 川崎市男女共同参画センター 女性のための総合相談

044-811-8600
(ハロー・ウィメンズ 110 番)

電話相談

日 12:00～17:00

月～木 10:00～15:00

金 15:00～20:00

(土・祝日・年末年始除く)

面接相談（電話相談のあと必要に応じて）

法律相談（電話相談のあと必要に応じて）

【偶数月】

第1日曜 13:15～15:45

第3木曜 13:15～15:45

【奇数月】

第1・3木曜 13:15～15:45

(祝日・年末年始を除く)

■ 女性の人権ホットライン

0570-070-810
045-226-5581

平日 8:30～17:15

■ 川崎市人権オンブズパーソン 男女平等にかかわる人権侵害の相談

044-813-3111

月・水・金 13:00～19:00

土 9:00～15:00

(祝日・年末年始除く) (詳細は P.44 参照)

■ 横浜地方法務局川崎支局

常設相談所（電話・面接相談）

044-244-4166

インターネットによる相談もあります。

(詳細は P.45 参照)

■ 県女性相談所

女性電話相談室

0570-550-594

月～金 9:00～16:40

(祝日・年末年始除く)

■ 川崎市男女共同参画センター

男性のための電話相談

男性向けの相談もあります。男性の生き方、働き方、人間関係など男性相談員が電話でお聞きします

044-814-1080

水 18:00～21:00

(祝日・年末年始を除く)

ひ が い し ゃ じ ん け ん DV被害者の人権

だんじょきょうどうさんかくしゃかい けいせい じょせい じんけんそんちょう
～男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重～



1 「ドメスティック・バイオレンス(DV)」について

「ドメスティック・バイオレンス(DV)」とは？

配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をDV※
といいます。「配偶者等」の親密な間柄で、外部の目に触れにくい場において、一方が
暴力によって他方を支配する行為です。DVは被害者やその子どもの心身に深い傷を残
すだけでなく、社会全体に深刻な影響を与えるものであり、社会がその解消に取り組み
なければならない重要課題の一つです。国では、平成13(2001)年4月に「**配偶
者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**」を制定し、DVの防止と被害者
の保護を図るための取組が進められています。

※交際相手からの暴力は「デートDV」ともいいます。

一口に「暴力」というけれど、どんなことが起こっているの？

- ・身体的暴力（殴る、蹴る、平手で打つ、首を絞めるなど）
- ・精神的暴力（暴言を吐く、脅かす、無視する、家から閉め出す）
- ・性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しないなど）
- ・社会的暴力（外出や親族・友人との付き合いを制限する、監視するなど）
- ・経済的暴力（生活費を渡さない、借金を重ねるなど）

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。子どもの目の前で行為される
DVは、児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者です。



2 川崎市の取組について

川崎市では、何を目指して、どんな取組をしているの？

川崎市では、平成22(2010)年3月に「川崎市DV被害者支援基本計画」を、
令和2(2020)年2月に「**第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画**」を策定し、D
V被害者とその同伴児等の安全に配慮した総合的なDV施策を推進しています。

DV被害に遭われた方が安全なところで安心して生活していけるよう、関係機関と
連携したDV被害者支援に向け、より一層の取組の推進を目指すとともに、DVを未然
に防ぐための取組も強化していきます。

■ 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（男女共同参画担当）

TEL 044-200-2300 FAX 044-200-3914

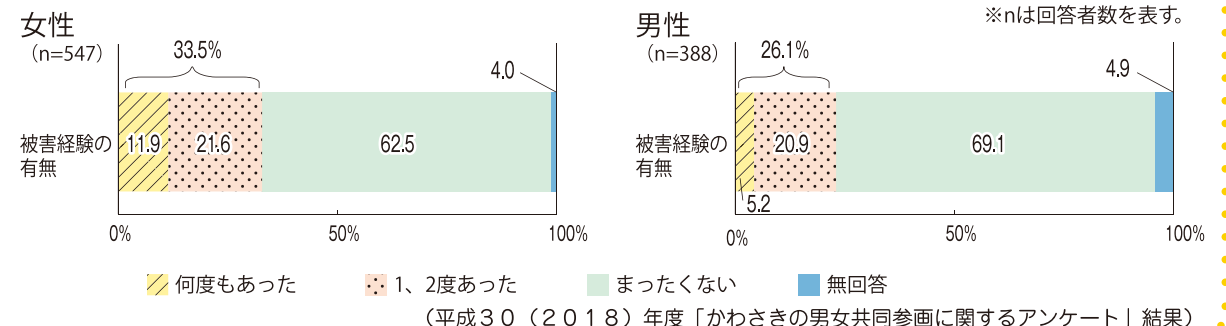
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室

TEL 044-200-0399 FAX 044-200-3638

配偶者やパートナーからの暴力被害経験について

配偶者やパートナーから、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」のいずれ
かを受けたことがあるという人は、女性では33.5%、男性では26.1%となっています。

川崎市における配偶者やパートナーからの被害経験の有無



ご相談はこちらへ

■ 川崎市DV相談支援センター

電話相談窓口

044-200-0845

月～金 9:30～16:30

（祝日・年末年始除く）

■ 川崎市男女共同参画センター

女性のための総合相談

044-811-8600

（ハロー・ウィメンズ110番）

電話相談

日 12:00～17:00

月～木 10:00～15:00

金 15:00～20:00

（土・祝日・年末年始除く）

面接相談（電話相談のあと必要に応じて）

法律相談（電話相談のあと必要に応じて）

【偶数月】

第1日曜 13:15～15:45

第3木曜 13:15～15:45

【奇数月】

第1・3木曜 13:15～15:45

（祝日・年末年始を除く）

男性のためのDV相談

被害者の方の相談

045-662-4530

月～金 9:00～21:00

（祝日は除く）

DVに悩む方の相談

045-662-4531

月・木 18:00～21:00

（祝日は除く）

■ 県配偶者暴力相談支援センター

女性のためのDV相談（女性相談員による相談）

0466-26-5550

月～金 9:00～21:00

土・日 9:00～17:00

（祝日は除く）

※面接相談は要予約（面接時間は17時まで）

女性への暴力相談「週末ホットライン」

045-451-0740

土・日 17:00～21:00

祝 日 9:00～21:00

多言語による相談（DV相談）

（英語・韓国語・朝鮮語・中国語・フィリピン語、

スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語）

090-8002-2949

月～土 10:00～17:00

※面接相談は要予約（面接時間は16時まで）

■ 川崎市人権オンブズパーソン

男女平等にかかわる人権侵害の相談

044-813-3111（詳細はP.44参照）



女性に対する暴力根絶運動の
シンボル「パープルリボン」

こうれいしゃ じんけん 高齢者の人権

こうれいしゃかい ささ あ ち いきふく し しゃかい
～高齢社会を支え合う地域福祉社会づくり～

1 川崎市の取組について

川崎市では、何を目指して、どんな取組をしているの？

認知症高齢者等の増加に伴い、訪問販売等による消費者被害や虐待など、権利侵害も増加していくことが見込まれることから、このような権利侵害を未然に防ぎ、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、「あんしんセンター」による日常生活自立支援事業の実施や成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

成年後見制度の利用促進にあたっては、新たに「川崎市成年後見支援センター」を設置し、シンポジウムや研修の実施等により成年後見制度の普及啓発を図っているほか、成年後見制度に関する相談を受け付けています。

2 「高齢者虐待」について

高齢者の虐待を防ぐために…

介護を必要とする高齢者をはじめ、全ての高齢者の意思や意見が尊重され、住み慣れた地域で、安全に安心して暮らせるようにするためには、高齢者虐待の予防や防止が極めて重要です。

平成18（2006）年4月に施行された「**高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）**」では、どのようなことが高齢者虐待に当たるのかきちんと定義され、虐待の防止や対応に当たって、行政や高齢者を支援する関係機関がどのような役割を果たさなければならないかが明確化されました。

どのようなことが「高齢者虐待」に当たるの？

「高齢者虐待防止法」では、高齢者虐待を主に次の5つに分類しています。こうした行為が家庭や施設、介護サービス提供現場等で起こると高齢者虐待に該当します。

- 1 身体的虐待（殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、身体拘束など）
- 2 介護・世話の放棄（入浴させない、介護を受けさせない、食事を与えないなど）
- 3 心理的虐待（怒鳴る、罵る、悪口を言う、子どものように扱う、無視するなど）
- 4 性的虐待（懲罰的に下半身を裸のまま放置する、性的嫌がらせをするなど）
- 5 経済的虐待（金銭搾取、本人の自宅等を勝手に売却するなど）

■ 問合せ先

健康福祉局 地域包括ケア推進室

TEL 044-200-2470 FAX 044-200-3926

川崎市における高齢者虐待の発生状況

「高齢者虐待防止法」の成立から数年が経過し、高齢者虐待に対する市民の意識が高まったことにより、川崎市における高齢者虐待の相談・通報件数も増えています。令和3（2021）年度の虐待件数は109件で、その行為も多岐にわたっていることが分かります。

令和3(2021)年度	高齢者虐待の発生状況
相談・通報件数 287 件	虐待と思われた件数 109 件

（虐待を受けたと思われる事例の内訳）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	74	33	42	1	16
%	67.3%	30.0%	38.2%	0.9%	14.5%

※ 一つのケースに複数の虐待があるため、合計が109件と一致しません。



ご相談はこちらへ

■ 各区高齢・障害課 各地区健康福祉ステーション

高齢者虐待の相談・通報窓口

川崎区 044-201-3080
大師地区 044-271-0157
田島地区 044-322-1986
幸 区 044-556-6619
中原区 044-744-3217
高津区 044-861-3255
宮前区 044-856-3242
多摩区 044-935-3266
麻生区 044-965-5148
月～金 8:30～12:00、13:00～17:15
（祝日・年末年始除く）

■ 地域包括支援センター

高齢者虐待の相談・通報窓口

お住まいの地区の地域包括支援センターにご連絡ください。（市内に49カ所）
わからない時は、健康福祉局地域包括ケア推進室
044-200-2681

■ 健康福祉局 高齢者事業推進課

施設職員やケアマネジャー、ヘルパー等
従業員による虐待の相談・通報窓口

044-200-2910
月～金 8:30～12:00、13:00～17:15
（祝日・年末年始除く）

■ 横浜地方法務局川崎支局

常設相談所（電話・面接相談）

044-244-4166

インターネットによる相談もあります。
（詳細はP.45 参照）

■ 川崎市成年後見支援センター（あんしんセンター）

成年後見制度、権利擁護に関する相談

川崎区 044-245-1144
幸 区 044-556-5082
中原区 044-722-6122
高津区 044-812-5833
宮前区 044-856-5788
多摩区 044-933-2411
麻生区 044-952-5711

弁護士・社会福祉士・司法書士による
専門相談（予約制）の窓口

044-712-8071

■ 神奈川県弁護士会成年後見センターみまもり

成年後見制度、権利擁護に関する

無料電話法律相談

「みまもりダイヤル」

045-211-7720

月～金（祝日・年末年始除く）

9:30～12:00、13:00～16:30

* 20分まで無料

しょうがいしゃ じんけん 障害者の人権

しょうがいしゃ じりつ とも い
～障害者の自立と共に生きるまちづくり～

1 「障害者の人権」について

「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、全ての命は同じように大切に、かけがえのないものです。このような「当たり前」の価値観を、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

平成28(2016)年4月に施行された「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**」(障害者差別解消法)では、障害のある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を求めています。

●**不当な差別的取扱いとは**・・・正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなど

- (具体例) ・受付の対応を拒否する。
・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
・学校の受験や、入学を拒否する。
・保護者や介助者がいないとお店に入れない。

●**合理的配慮の提供とは**・・・障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

- (具体例) ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。
・講演会等において、障害のある人の障害特性に応じて座席を決める。
・意思を伝え合うために、筆談や手話、タブレット端末などを用いる。

「障害者差別解消法」に関する取組を進めて、障害のある人とない人が実際に接し、理解し合っていくことで、共に生きる社会(共生社会)の実現へとつながっていきます。

※「合理的配慮の提供」は、令和6(2024)年4月から事業者においても義務化されました。

2 川崎市の取組について

川崎市では、何を目指して、どんな取組をしているの？

川崎市では、ノーマライゼーションの理念の下で、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現を目指し、「**かわさきノーマライゼーションプラン**」を策定し、誰もが暮らしやすいまちづくりに向けた取組を進めています。

また、「障害者差別解消法」の趣旨や、障害のある人の困りやすい場面、合理的配慮の方法を紹介するパンフレットを配布するなど、市民・市内事業者に広く周知し、障害のある人に対する差別の解消に向けて取り組んでいきます。

■ 問合せ先

健康福祉局 障害計画課

TEL 044-200-2654 FAX 044-200-3932

川崎市の障害者の状況

令和5(2023)年3月末現在、市内では、身体障害者・児が36,964人、知的障害者・児が12,406人、精神障害者が16,212人で、合計65,582人となっており、市内の障害者数は増加傾向にあります。



ご相談はこちらへ

■ 各区地域みまもり支援センター 各地区健康福祉ステーション

川崎区 身・知 044-201-3215
精 044-201-3213

大師地区 044-271-0162

田島地区 044-322-1984

幸区 身・知 044-556-6654
精 044-556-6695

中原区 身・知 044-744-3296
精 044-744-3297

高津区 身・知 044-861-3252
精 044-861-3309

宮前区 身・知 044-856-3304
精 044-856-3262

多摩区 身・知 044-935-3302
精 044-935-3324

麻生区 身・知 044-965-5159
精 044-965-5259

月～金 8:30～12:00、13:00～17:15
(祝日・年末年始除く)

■ 障害者相談支援センター

お住まいの地区の地域相談支援センターにご連絡ください。
わからない時は健康福祉局地域包括ケア推進室

TEL 044-200-3945
FAX 044-200-3926

■ 横浜地方法務局川崎支局

常設相談所(電話・面接相談)

044-244-4166

インターネットによる相談もあります。
(詳細はP.45参照)

■ 川崎市成年後見支援センター(あんしんセンター)

成年後見制度、権利擁護に関する相談

(詳細はP.19参照)

■ (NPO)

川崎市障害福祉施設事業協会
苦情解決支援事業(第三者委員会)
障害者施設・事業所やグループホームなどの
利用にかかわる苦情

044-819-8450

月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始除く)

■ 神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり

成年後見制度、権利擁護に関する無料電話法律相談

「みまもりダイヤル」

045-211-7720

月～金(祝日・年末年始除く)
9:30～12:00、13:00～16:30 *20分まで無料

部落差別（同和問題）

ぶ ら く さ べ つ どう わ も ん だ い
 ～部落差別（同和問題）の解決に向けた取組～

1 部落差別（同和問題）について

部落差別（同和問題）とは？

部落差別（同和問題）とは、「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題（法務省・文部科学省編「令和4年版人権教育・啓発白書」）」を指します。

中世末期ないし近世初期に封建社会の下で形成された同和地区の住民は、最下級の賤しい身分として規定され、厳しい差別を受けました。明治4（1871）年に公布された「太政官布告第61号」によって、形式的には制度上の身分差別から解放されましたが、差別の実態にはほとんど変化がありませんでした。昭和40（1965）年、「**同和対策審議会答申**」において、部落差別（同和問題）の早急な解決は国の責務であり、国民的課題であるとされ、国は、昭和44（1969）年から3度にわたる特別措置法に基づき、同和地区の環境を整備しました。ハード面における一般地区との格差は大きく改善されましたが、結婚に際して同和地区出身だからという理由で周囲の反対にあう、就職・職場で不利な扱いを受ける、身元調査をされるといった差別が行われてきました。

その後、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成28（2016）年に「**部落差別の解消の推進に関する法律**」が制定されました。同法第6条に基づき平成29（2017）年10月に内閣府が実施した、部落差別の実態に係る調査の結果によれば、部落差別の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見・差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかとなっています。

また、最近では、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。

国は、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであるという立場を明確にしています。

偏見や差別に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

2 川崎市の取組について

川崎市では、何を目指して、どんな取組をしているの？

川崎市では、この問題への正しい理解を図るために、啓発物の作成等を通じて人権意識の普及を推進し、市民や人権に関わる団体等と連携し協力し合いながら、引き続き、部落差別（同和問題）の解決・解消に向けて取り組んでいきます。

■ 問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室（人権・同和・平和担当）

TEL 044-200-2688 FAX 044-200-3914

えせ同和行為とは？

「えせ」とは、「似てはいるが、実は本物でないこと」という意味です。えせ同和行為とは、例えば、部落差別（同和問題）に対する理解が足りないなどという理由で難癖をつけて高額な書籍を売りつけるなど、部落差別（同和問題）を口実に、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。

えせ同和行為は、国民に部落差別（同和問題）に関する誤った知識を植えつける大きな原因となっています。

また、えせ同和行為の横行は、適正な行政推進の障害となるものであり、このようなえせ同和行為の排除を推進しています。

えせ同和行為への基本的な態度

○不当な要求は、き然たる態度で断固拒否しましょう。

○部落差別（同和問題）への取組等を口実に不当な要求を受けたときは、「今後どうすべきか法務局の処理に委ねたい」と伝え、法務局に連絡しましょう。

○窓口担当者に対応を任せきりにしてしまうのではなく、組織全体の問題として対応しましょう。

具体的な要求を受けたときの相談先

■ 神奈川県警察本部刑事部暴力団対策課

フリーダイヤル **ナクナレヨウキョウ**

0120-797049（24 時間受付）

■（公財）神奈川県暴力追放推進センター

045-201-8930

月～金 9:00～16:00

■ 神奈川県弁護士会

犯罪被害者のための電話相談

045-211-7724

（火曜、金曜 13:00～16:00）

■ 横浜地方法務局川崎支局

044-244-4166

月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始除く）



ご相談はこちらへ

■ 横浜地方法務局川崎支局

常設相談所（電話・面接相談）

044-244-4166

インターネットによる相談もあります。
（詳細は P.45 参照）

■ かわさき人権相談

（市民文化局人権・男女共同参画室）

044-200-2359

月～金 8:30～12:00、
13:00～17:15
（祝日・年末年始除く）



外国人の人権

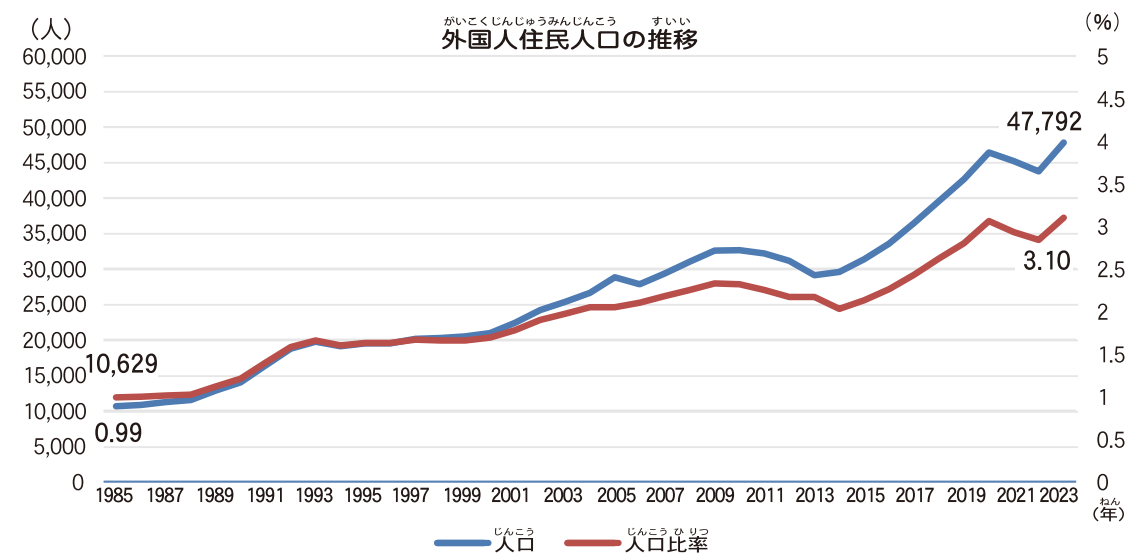
～いろいろな文化をお互いに生かしあう社会に向けて～

1 外国人市民について

川崎市の「外国人市民」

川崎市に住んでいることを登録している外国籍の方※は、令和5(2023)年3月現在、145の国籍・地域の約4万8千人、全ての市民のうち約 3.1% に当たります。

(※) 住民基本台帳への外国籍 住 民の登録者 (日本国籍を持つ外国人市民は含まれていません。)



川崎市の外国人住民は、川崎が発展してきた歴史との関係で、1990年代に入るまで、韓国・朝鮮籍の人が多かったのですが、1990年代以降、たくさんの国からいろいろな在留資格 (ビザ) の人が来たため、この5年で約8千人増えています。

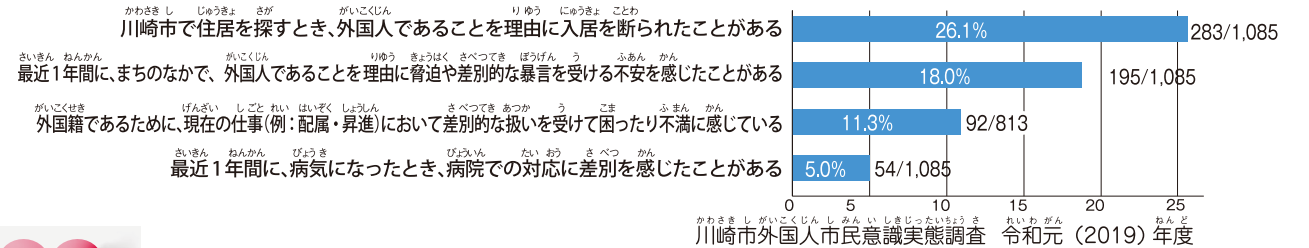
また、国際結婚により生まれた人や日本国籍を取得した人など、日本国籍であっても外国につながるのある人々も増えています。川崎市では、外国籍だけでなく、日本国籍であっても外国につながるのある人も含めて「外国人市民」という言葉を使っています。

「外国人市民」の人権の課題

いろいろな文化を持つ市民がいっしょに暮らす地域は、豊かになる一方、文化の違いからぶつかることもあります。外国人という理由で、部屋を貸すことを断られたり、いろいろな時に差別的な対応をされるなど、外国人への偏見や差別意識が、なかなかなくなっていない。

また、近年、特定の国籍・民族を排斥するような言動が大きな社会問題となっており、平成28(2016)年6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

「外国人市民」が感じた差別的な経験や行為



2 川崎市の取組について

川崎市では、何を指して、どんな取組をしているの?

川崎市では、早くから外国人市民が国籍や民族、文化、言語の違いなどによって社会で暮らしにくくならないよう、いろいろな制度を良くすることと併せて偏見や差別意識をなくす取組を進めてきました。

平成8(1996)年、日本で初めて「川崎市外国人市民代表者会議条例」を制定し、同じ年に会議をつくりました。外国人市民が困っているいろいろな問題について話し合う会議を川崎市が設置することで、外国人市民の考えを生かし、互いに理解し合い、共に生きる地域社会をつくっていくようとしています。

また、平成17(2005)年には、「川崎市多文化共生社会推進指針」をつくり(令和6(2024)年に3度目の改定)、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」をつくっていくようとしています。学校では、「川崎市外国人教育基本方針」に基づき、違いを認め合い、尊重し合える多文化共生教育を進めています。

さらに、平成30(2018)年3月末には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動による被害を防止するため、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」を施行し、また、令和元(2019)年12月には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する規定を盛り込んだ「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

問合せ先

市民文化局 多文化共生推進課 (外国人市民施策に関すること) TEL 044-200-2846 FAX 044-200-3707
市民文化局 人権・男女共同参画室 (外国人の人権に関すること) TEL 044-200-0098 FAX 044-200-3914

ご相談はこちらへ

多文化共生総合相談ワンストップセンター

(場所) 川崎市国際交流センター 044-455-8811

日本語	月～土曜日	スペイン語	火・水曜日	タイ語	月・火曜日
英語	月～土曜日	ポルトガル語	火・金曜日	インドネシア語	火・水曜日
中国語	月～土曜日	フィリピン語	火・水曜日	ネパール語	火・土曜日
韓国・朝鮮語	火・木曜日	ベトナム語	火・金曜日		

すべて 9:00 ～ 17:00 (日曜日、休館日 (年3回)、12月29日～1月3日は休みです。)

患者や感染者の人権

ただ ちしき りかい へんけん
～正しい知識や理解により偏見をなくす～

1 感染症について

感染症に関連する差別・偏見をなくすために必要なこととは？

感染症は、誰もが感染する可能性があり、感染経路も症状も様々です。
感染症について正しい知識を持ち、社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が生じないような配慮を社会全体で取り組むことが大切です。

2 「HIV」と「ハンセン病」について

「HIV 感染」と「エイズ」

「HIV」は Human Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス＝エイズウイルス）の略です。このウイルスに感染すると、免疫機能が低下して、さまざまな病気にかかりやすくなります。HIV 感染の治療は現在大きく進歩し、今や「必ずエイズを発症し、死に至る病」ではなくなりつつあります。しかしながら、変わらず残っているのが差別や偏見などの社会的な問題です。HIV に感染しているかどうかは、血液検査を受けなければ分かりません。私たちがエイズに対する正しい知識を身に付け、感染者への理解を示すことが、感染を不安に思う人にとって検査が受けやすい環境を作ることにつながります。

エイズに苦しむ人への理解と
支援を示すレッドリボン



「ハンセン病」って？

ハンセン病は、らい菌という細菌に感染し、皮膚と末梢血管が侵される病気です。今では日本国内で感染する機会はほとんどない病気ですが、かつては不治の病という間違った認識や偏見があり、昭和28(1953)年に成立した「らい予防法」により、ハンセン病にかかった患者は社会から隔離される対策がとられました。平成8(1996)年には「らい予防法」が廃止され、患者が隔離されることはなくなりましたが、長年療養所に入所していた方が社会復帰することは、なかなか難しい状況です。

3 川崎市の取組について

川崎市では、何を目標して、どんな取組をしているの？

川崎市では、感染症に関する情報の発信や正しい知識の普及啓発を行い、感染症の予防と、差別や偏見の解消に取り組んでいます。

「HIV」に感染したかも？ と不安のある人が安心して相談や血液検査が受けられるよう、検査・相談会場を設けています。検査は匿名・無料で受けることができます。保健所での検査には予約が必要ですが、日曜日に実施している会場では予約なしで検査を受けることができます。また、ハンセン病への正しい理解を広めるための普及活動等を行っています。

自分のまわりの誰かが、エイズだと分かったら…

Q：もし、友だちがエイズだと知ったら、パニックになりそう…。
どうやって接したらいいの？

A：あなたが感染していたら、どう接してほしいと思うか、考えてみて。

エイズを発症し、既に亡くなったある感染者はこんな言葉を残しています。
「HIV に感染しているということより、感染していることを隠し続けなければならないことのほうが、ずっとたいへんなんだ…」ほとんどの感染者は、社会の偏見のために、感染を知られることを恐れています。

日頃から、誤った知識や古い情報に惑わされないよう、正しい知識を身に付けておくことが大切。身近な誰かから打ち明けられたときは、特別なことはせず、他の病気にかかった人に接するのと同じ気持ちで、思いやりをもって接してください。



HIV 検査(匿名・無料)のお申込み・ご相談はこちらへ

※全て予約制となっていますので、事前に確認をしてください。

【平日の HIV 検査】

川崎区役所衛生課

044-201-3204

検査日 第1・3火曜日(予約制)

受付時間 8:45～9:45

※即日検査

幸区役所衛生課

044-556-6682

検査日 第3月曜日(予約制)

受付時間 10:00～10:40

中原区役所衛生課

044-744-3280

検査日 第2・4月曜日(予約制)

受付時間 9:30～10:00

※即日検査

高津区役所衛生課

044-861-3321

検査日 第2・3水曜日(予約制)

受付時間 9:00～9:30

宮前区役所衛生課

044-856-3265

検査日 第3火曜日(予約制)

受付時間 13:00～13:30

多摩区役所衛生課

044-935-3310

検査日 第1月曜日(予約制)

受付時間 9:00～11:00

※麻生区衛生課では、令和6年度は検査を休止しています。

※各区役所では、検査日程にかかわらず、HIV に関するご相談を受け付けています。

一人で悩まずお電話ください。

※検査日、受付時間は変更になることがありますので、事前にお確かめください。

※幸区・高津区・宮前区・多摩区は、一緒に梅毒・肝炎検査も受けることができます。

全て無料、
匿名です！

【日曜日の HIV 検査】

川崎市検査・相談室

044-200-1466

検査日 日曜日(予約不要)

受付時間 10:00～12:00 13:30～15:30

※一緒に梅毒・B型肝炎の検査も受けることができます。

※休診日についてはホームページを御確認ください。

【エイズの相談】

公益財団法人エイズ予防財団

0120-177-812

(携帯電話からは 03-5259-1815)

月～金 (祝日・年末年始を除く)

受付時間 10:00～13:00 14:00～17:00

【人権に関する相談】

■ 横浜地方法務局川崎支局

常設相談所(電話・面接相談)

044-244-4166

インターネットによる相談もあります。

(詳細は P.45 参照)

■ 問合せ先

健康福祉局 保健医療政策部感染症対策担当

TEL 044-200-2446 FAX 044-200-3928

ホームレスの人権

ほ む れ す じんけん
～ホームレス(路上生活者)の人権の擁護と自立支援～

1 「ホームレス(路上生活者)」について

ホームレスとは？

ホームレスとは、「**ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法**」（以下「法」という。）第2条において、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と規定されています。

どうしてホームレスになるの？

ホームレスになった理由は人によりさまざまです。5年に一度、アンケート形式で行われている「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」では、ホームレスに至った原因として、仕事の減少、病気・けが・高齢で仕事ができなくなったなどが挙がっています。複数の理由を挙げている人も多く見られたことから、原因は一つだけではなく、家庭問題や人間関係の問題など、様々な要因が重なり合ってホームレス生活に至っていると考えられます。

ホームレスに対して、差別的な言葉を浴びせる、野宿している場所に、花火や石、ペットボトルなどを投げ込む、集団で暴行を加える、襲撃するといったことは、決してあってはならないことで、ホームレスの人権の尊重が必要となっています。

2 川崎市の取組について

川崎市では、どんな取組をしているの？

川崎市では「法」に基づき、「川崎市ホームレス自立支援実施計画」を策定し、一人ひとりの状況や課題に合わせてホームレスの自立に向けた支援施策を推進しています。また、平成27(2015)年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」では、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされる恐れのある人を含め、広く生活困窮者に対して包括的かつ早期の支援を提供することを基本理念としています。このため、従来の「法」の趣旨・理念を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法の中の支援メニューを活用し、ホームレスへの支援を実施しています。

具体的には、まず、専門の巡回相談員が、ホームレスが野宿する場所へ直接出向き、話を聞き、個々が抱えている課題や状況を把握します。その上でそれぞれの生活実態を踏まえ、自立支援センターなどの施設の案内や生活保護制度などの福祉施策に繋ぎ、本人の意思を出来るだけ尊重した自立支援を進めています。

ホームレスの人権を守るために…

「法」においては、ホームレスの人権の擁護について、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮することとされており、川崎市においても次のような取組を進めています。

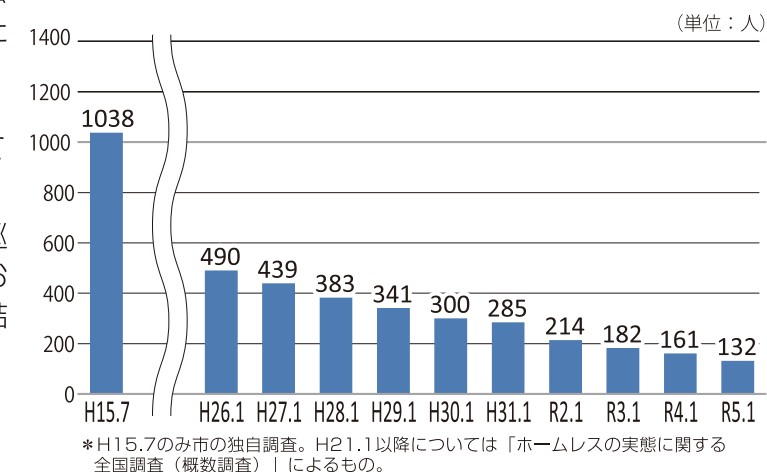
- ホームレスへの通行人からの暴力、近隣住民等からの嫌がらせ等を確認した場合は、関係機関と連携・協力して、適切な解決を図ります。
- 自立支援センター等のホームレスが入所する施設において、入所者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努めます。
- ホームレスの中には、女性や外国人もいるため、それぞれの状況に合わせて対応を図っていきます。
- 年末年始期間中、企業などが休業し収入が得られないホームレスの生活を維持するため、越年対策事業として宿所や食事、入浴施設を提供するとともに、自立に向けた生活相談を実施します。

ホームレス人数の推移について

市内のホームレス人数は、平成15(2003)年7月には過去最多の1,038人となりましたが、その後減少に転じ、令和5(2023)年1月には132人と、ピーク時の約1/8にまで減少しています。

これは、ホームレスに対する巡回相談や自立支援センター等における自立に向けた取組を進めた結果であると考えられます。

市内ホームレス人数の推移



ご相談はこちらへ

■ 各区保護課

- ・川崎市 044-201-3218
- ・大師地区 044-271-0154
- ・田島地区 044-322-1997
- ・幸区 044-556-6723
- ・中原区 044-744-3184
- ・高津区 044-861-3375
- ・宮前区 044-856-3241

- ・多摩区 044-935-3289
- ・麻生区 044-965-5345

■ 横浜地方法務局川崎支局

常設相談所（電話・面接相談）
044-244-4166
インターネットによる相談もあります。
（詳細は P.45 参照）

※月～金 8:30～12:00、13:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

■ 問合せ先

健康福祉局 生活保護・自立支援室（ホームレス支援担当）

TEL 044-200-2698 FAX 044-200-3929